

鳥取市経営開始資金事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市経営開始資金事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、農業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い農業を実現するため、次世代を担う青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図ることを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則として50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす独立・自営就農であること。なお、補助対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「補助対象者」を「補助対象者又は補助対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「補助対象者」を「補助対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。
 - ア 農地の所有権又は利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）を補助対象者が有していること。
 - イ 主要な農業機械及び施設を補助対象者が所有し、又は借りていること。
 - ウ 生産物や生産資材等を補助対象者の名義で出荷・取引すること。
 - エ 補助対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を補助対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 補助対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）の認定を受けた者であること。ただし、交付期間中に、基盤強化法第14条の5第2項に規定する認定の取消しを受けた場合及び同条第3項に規定する認定の効力を失った場合を除く。
- (4) 青年等就農計画に経営開始資金申請追加資料（実施要綱別記2別紙様式第2号）を添付したもの（以下「青年等就農計画等」という。）が次に掲げる基準に適合していること。
 - ア 農業経営を開始して5年後までに農業（農業生産のほか、農産物加工、直接販売、農家レストラン、農家民宿等関連事業を含む。）で生計が成り立つ計画であること。
 - イ 計画の達成が実現可能であると見込まれること。
- (5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、交付期間中に、経営の多角化、新技術の導入等経営発展に向

けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると市長に認められること。なお、一戸一法人（原則として世帯員のみで構成される法人をいう。）以外の農業法人を継承する場合は、交付の対象外とする。

- （６）地域計画（基盤強化法第１９条第１項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（同条第３項の地図をいう。以下同じ。）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。）から農地を借り受けていること（以下「目標地図に位置づけられた者等」という。）。)

- （７）次に掲げる条件に該当していること。

ア 原則として、生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。

イ 雇用就農資金等実施要綱（令和７年３月３１日付け６経営第２４１２号農林水産事務次官依命通知）の別記１雇用就農資金（以下「雇用就農資金」という。）、雇用就農緊急対策実施要綱（令和６年１２月２５日付け６経営第１７６５号農林水産事務次官依命通知）の別記４雇用就農緊急支援資金（以下「雇用就農緊急支援資金」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成２４年４月６日付け２３経営第３５４３号農林水産事務次官依命通知）の別記２農の雇用事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱（令和３年１月２８日付け２経営第２５５８号農林水産事務次官依命通知）の別記２就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和３年１２月２０日付け３経営第１９９６号農林水産事務次官依命通知）の別記２雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

ウ 実施要綱の別記１経営発展支援事業のうち地域計画早期実現支援枠、緊急円滑化対策実施要綱の別記２世代交代・初期投資促進事業のうち世代交代円滑化タイプ又は経営継承・発展等支援事業実施要綱の廃止について（令和８年３月３１日付け７経営第２９９０号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和３年３月２６日付け２経営第２９８８号農林水産事務次官依命通知）の別記１経営継承・発展支援事業の助成を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

- （８）前年の世帯全体の所得が６００万円以下（被災による本補助金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が６００万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り交付を可能とする。

- （９）事業実施年度の３年前の年度の４月以降に農業経営を開始した者であること。

- （１０）園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。

- （１１）実施要綱の別記１経営発展支援事業のうち通常枠、新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記６初期投資促進事業又は新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和５年１２月１日付け５経営第２０１６号農林水産事務次官依命通知）の別記２初期投資促進事業のうち初期投資促進タイプについて補助対象事業費の上限額である１,０００万円（夫婦で共同経営する場合は夫婦で１,５００万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

- （１２）地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和８年１月２３日付け７経営第２０８１号農林水産事務次官依命通知）の別記１地域農業構造転換支援事業又は別記２新規就農者チャレンジ

事業の助成を現に受けておらず、かつ、過去に受けていないこと。

(13) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に基づく環境負荷低減に取り組む意思があること。

(14) 新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の別記1就農準備・経営開始支援事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」という。）の第7の2の（2）の承認を受けているが、承認された交付期間に応じた資金の交付が完了していないこと。

（青年等就農計画等の承認申請）

第4条 本補助金の交付を受けようとする者は、経営開始資金に係る青年等就農計画等承認申請書（様式第1号）（以下「計画承認申請書」という。）を作成し、市長に申請しなければならない。

（青年等就農計画等の承認）

第5条 市長は、前条による申請があったときは、計画承認申請書の内容について審査の上、承認するかどうかを決定し、その結果を申請した者に通知する。

（青年等就農計画等の変更の承認申請等）

第6条 前条の規定により承認を受けた者は、承認を受けた青年等就農計画等を変更しようとするときは、青年等就農計画等変更承認申請書（様式第2号）を作成し、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、前条の規定を準用する。

（交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の交付申請書に当該申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類として第5条の規定により承認された通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の算定及び交付）

第8条 本補助金の額は、次のいずれかによるものとし、交付期間は経営開始後最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

(1) 交付期間1月につき1人あたり13.75万円（1年につき165万円）とする。ただし、令和7年度以前に農業経営を開始している場合、令和7年度以前の農業経営に係る資金の額は、1月につき1人当たり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。

(2) 夫婦で農業経営を開始し、次に掲げる要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前号の額に1.5を乗じて得た額（1円未満は切捨て）を交付する。

ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。

イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し又は借りていること。

ウ 夫婦共に目標地図に位置付けられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者に交付期間1月につきそれぞれ第1号の額を交付する。ただし、当該農業法人及び青年就農者それぞれが地域計画のうち目標地図に位置付けられた者等に限るものとする。なお、経営開始後3年以上を経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業、就農準備・経営開始支援事業又は第1号の交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の

役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

(着手届を要しない場合)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の請求)

第10条 交付対象者は、規則第11条第3項の請求書に当該請求書に添付すべき同項第3号に規定する書類として経営開始資金交付申請書(実施要綱別記2別紙様式第19号)を添えて、1か月分から1年分までの間で市長が定める単位で本補助金を請求しなければならない。なお、当該請求は、原則として、当該請求に係る本補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

2 青年等就農計画等の承認後初めてなされる前項の請求が経営開始後1年を超えて行われた場合には、既に経過した年数分は交付の対象としない。

(交付の中止)

第11条 本補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)は、本補助金の受給を中止する場合は、市長に中止届(実施要綱別記2別紙様式第6号)を提出しなければならない。

2 市長は、補助金受給者から前項の規定による中止届の提出があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金の交付を中止するものとする。

(1) 第3条の要件を満たさなくなった場合

(2) 農業経営を中止した場合

(3) 実施要綱別記2第7の2の(5)又は第15条第1項に規定する就農状況報告を定められた期間内に行わなかった場合

(4) 第15条第2項の規定による就農状況の現地確認等により、次のいずれかに該当し、適切な農業経営を行っていないと市長が判断した場合

ア 青年等就農計画等の達成に必要な経営資産を縮小した場合

イ 耕作すべき農地を遊休化した場合

ウ 農作物を適切に生産していない場合

エ 農業生産等の従事日数が一定(年間150日かつ年間1,200時間)未満である場合

オ 市長から改善指導を受けたにもかかわらず、改善に向けた取組を行わない場合

(5) 実施要綱別記2第10の3に定める国が実施する報告の徴収又は立入調査に協力しない場合

(6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合(その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。)。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると市長が認める場合に限り、交付を可能とする。

(交付の休止届及び再開届)

第12条 補助金受給者は、病気その他やむを得ない理由により就農を休止する場合は、市長に休止届(実施要綱別記2別紙様式第7号)を提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。

- 2 前項の休止届を提出した補助金受給者は、就農を再開する場合には経営再開届（実施要綱別記2別紙様式第20号）を市長に提出しなければならない。

（交付の休止及び再開）

第13条 市長は、補助金受給者から前条第1項の規定による休止届が提出された場合において、やむを得ないと認められる場合は本補助金の交付を休止するものとし、やむを得ないと認められない場合は本補助金の交付を中止するものとする。

- 2 市長は、前項により交付を休止していた補助金受給者から前条第2項の規定による経営再開届の提出があり、かつ、適切に農業経営を行うことができると認められる場合は、本補助金の交付を再開するものとする。

（実績報告）

第14条 本補助金は、規則第12条ただし書の市長が指定する補助事業とし、同条に規定する実績報告書の提出を要しないものとする。

（就農状況報告書の提出等）

第15条 補助金受給者は、交付期間中、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告（実施要綱別記2別紙様式第9号）を市長に提出するものとする。また、交付期間終了後5年間（第4項の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。）、毎年7月末及び1月末までにその直近6か月の作業日誌（実施要綱別記2別紙様式第9-1号-1）を市長に提出するものとする。

さらに、補助金受給者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、実施要綱別記2別紙様式第9号別添7の「みどりチェック」チェックシートに記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出するものとする。

- 2 農林水産部長は、就農状況の報告にあたり必要があると認めるときは、帳簿書類その他の物件を実地に検査することができる。この場合において、補助金受給者は、これに協力しなければならない。
- 3 補助金受給者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地、電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（実施要綱別記2別紙様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 4 補助金受給者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内に市長に就農中断届（実施要綱別記2別紙様式第15号）を提出しなければならない。この場合において、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（実施要綱別記2別紙様式第16号）を提出するものとする。
- 5 補助金受給者は、交付期間終了後5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に離農届（実施要綱別記2別紙様式第21号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第16条 補助金受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金を返還しなければならない。ただし、第1号に該当する場合において病気、災害等やむを得ない事情として市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 第11条第2項第1号から第5号までに掲げる事項に該当した時点が既に交付した本補助金の対象期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月を含む。）の本補助金を月単位で返還する。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合は本補助金の全額を返還する。
- (3) 交付期間（実施要綱の別記2第7の2の（14）のアの承認を受けた者は、本事業と就農準備・経営開始支援事業のうち経営開始支援資金との合計の交付期間。ただし、休止等、実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合にあっては、交付済みの本補助金の総額に、営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じて得た額を返還しなければならない。ただし、前条4項の手続を行い、就農を中断した日から原則1年以内に就農を再開し、就農中断期間と同期間さらに就農継続した者を除く。

（返還免除）

第17条 補助金受給者は、前条ただし書に規定するやむを得ない事情により本補助金の返還の免除を受けようとするときは、返還免除申請書（実施要綱別記2別紙様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（雑則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年6月18日から施行する。